

11. 旧軍人等韓国人遺骨の引渡問題

(先方より問題を提起した場合の
応答要領)

戦没した旧軍人軍属等の戦存遺骨
引渡しの問題については、~~昭和~~ 1923年に
~~本年~~

42年より

提案した解決案につき、韓国側も
了承したものと考えている。

解決案の骨子 (詳細は参考14)

- (1) 1年以内遺骨リストを公示する。
- (2) 遺族が判明した場合は、確認の上引渡す。
- (3) 公示後1年を経過した時点で、なお遺族が判明しない場合は
- (4) 韓国を本籍地とする者の遺骨は条件を
付いて韓国政府に一括引渡す。

④ 北朝鮮を本籍地とする者の遺骨は、
希望すれば日赤-北朝鮮赤十字を通じて

北朝鮮側に

引渡す。

[参考]

(1) 正当な遺族が確認されに遺骨については
1971年11月246柱をわが方全費にて韓国に

^{輸送}
~~輸送~~し、韓国政府係官立会のもとに遺族
代表に引渡し、~~は~~に1974年12月

911柱をわが方全費にて韓国に輸送して
韓国政府に引渡し、韓国政府より遺族に

^も
引渡し~~を~~に。

(2) 現在1,169柱の遺骨が目黒祐天寺に
未引渡しのまゝ安置されており、正当な

遺族からの要請を次第直ちに引渡し
受領している。

(3)

